

広島県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 名 称                  | 所 在 地            | 指 定 年 月 日    |
|----------------------|------------------|--------------|
| 中央内科クリニック            | 呉市広駅前一丁目四番五八号    | 平成二十四年二月二十九日 |
| 里見歯科医院               | 呉市焼山中央二丁目九番一二号   | 平成三年一〇月一日    |
| 株式会社広島メデイクスもたろう薬局焼山店 | 呉市焼山中央二丁目九番二二号   | 平成二十四年三月一日   |
| フアーマシイこうぬ薬局          | 三次市甲奴町本郷六三六番地一一  | 平成二十四年三月一日   |
| 橋田歯科医院               | 安芸郡府中町浜田三丁目四番二〇号 | 平成二十四年二月一日   |
| 訪問看護ステーションほんわか       | 尾道市西御所町一番二七号     | 平成二十四年二月一日   |